

「交付目論見書の作成に関する規則」の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(交付目論見書の表紙等の記載事項)</p> <p>第2条 交付目論見書の表紙等（表紙から第3条の記載事項の前まで）には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>ただし、(1)～(7)（(4)の③、④、⑤及び⑦を除く。）については、表紙に記載するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) その他の記載事項</p> <p>① <u>投資信託約款の内容の重大な変更</u>を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この改正は、令和〇年〇月〇日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">交付目論見書の作成に関する規則</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>(交付目論見書の表紙等の記載事項)</p> <p>第2条 交付目論見書の表紙等（表紙から第3条の記載事項の前まで）には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>ただし、(1)～(7)（(4)の③、④、⑤及び⑦を除く。）については、表紙に記載するものとする。</p> <p>(1)～(9) (同 左)</p> <p>(10) その他の記載事項</p> <p>① <u>商品内容に関して重大な変更</u>を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>